

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成２２年７月３０日（金）

担当課：こども部 こども総務課

件 名：一般不妊治療への公費助成について	
提出理由：少子化対策として、不妊に悩む家庭の一般不妊治療に係る費用について公費助成を行いたいため。	
内 容： １ 背景 ・国立社会保障・人口問題研究所が平成１７年に実施した第１３回出生動向基本調査「結婚と出産に関する全国調査」によると、不妊を心配したことがある夫婦は全体の25.8%、さらに13.4%の夫婦が実際に不妊検査や治療を受けたことがあるとされている。 ・国は特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的負担を軽減するため、平成１６年度より「特定不妊治療費助成事業」を創設し、都道府県、指定都市、中核市が実施する当該事業への補助を行っている（神奈川県においては、同年１０月より実施）。 ・特定不妊治療へ移行する前の治療として、タイミング法や排卵誘発剤投与、人工授精など（特定不妊治療に対して一般不妊治療と定義される）の費用負担については、国の補助がなく、県内では独自で補助している自治体はない。 ２ 意義 ・少子化が進む中、不妊に悩み、不妊治療をしている夫婦に対する支援策は、妊娠中や出生後の子育て支援同様、重要な支援策のひとつである。 ・本市では、平成２１年度から妊婦健診の助成回数を拡大し、この７月からは小児医療費助成の対象拡大を実施したところであり、次の展開として、不妊治療を受けている夫婦への医療費助成を行うことで、妊娠前から子育て期の各段階における連続した経済的な負担軽減策としたい。	３ 公費助成の内容 ・平成２２年１０月１日以降に受ける特定不妊治療（体外受精・顕微授精）以外の一般不妊治療を対象とし、申請に基づき助成する。 ・治療開始から１２ヶ月経過までを１期とし、最長２期を助成対象期間とする。各期の治療に要した自己負担額の２分の１を助成額とし、各期５万円を上限とする。 ・助成対象条件（下記のすべてを満たす者） ① 婚姻の届けをし、引き続き婚姻関係にある夫婦で、本市に住民登録もしくは外国人登録をしていること。 ② 医療機関によって不妊治療が必要であると認められたもの。 ③ 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者であること。 ④ 夫婦の前年所得（申請が１～５月の場合は前々年）の合計額が７３０万円未満であること。 ４ 必要経費 ・前述の「結婚と出産に関する全国調査」を基に、本市における年間助成見込み件数を２００件と推計する。 ・１０月以降の助成額は、半年分の $100 \text{ 件} \times 5 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$と見込む。 ・平成２３年度以降の通年ベースでは、 $1,000 \text{ 万円}$の助成額となる見込みである。
経過 H16.10 神奈川県が、特定不妊治療費助成事業を開始。（当初１０万円／年） （※H19.4 から１０万円／回で年２回、 H21.8 に１５万円／回で年２回助成に改正）	今後の予定 H22. 7 大和市医師会、大和綾瀬薬剤師会等との調整 H22. 9 第３回定例市議会へ補正予算を上程 H22.10 事業開始